

福井県青少年愛護審議会（全体会）議事録

1 開催日時

平成28年10月31日（月）午後3時30分～午後5時00分

2 開催場所

県庁 6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員 15人

伊井彌州雄委員、池田さだ子委員、上田康彦委員、戎利光委員、大塚潤三委員、大西義幸委員、小見山賢一委員、酒井美樹男委員、清水祥三委員、新道忠雄委員、中橋征子委員、山下善久委員、山田敏子委員、山田幸恵委員、横田充宏委員

（欠席 木村愛子委員、佐々木英江委員、佐々木雅代委員、徳永芳久委員、山崎暢子委員）

(2) 幹事 4人

淵本幸嗣幹事（代理）、佐々木栄秀幹事（代理）、黒田裕幸幹事、小林淳一幹事

(3) 事務局 5人

長谷川企画幹（県民安全）、白崎県民安全課長、ほか課員3人

4 審議内容

(1) 審議会（部会）報告

7月・8月審議会（部会）の報告

事務局から、7月開催の審議会における優良図書10冊に係る諮問・推奨と8月開催に審議会における優良図書10冊に係る諮問・推奨についての報告がなされ、了承された。続いて、5月における有害興行1作品の緊急指定、6月における有害興行8作品、有害図書等10冊の緊急指定、7月における有害興行4作品、有害図書等10冊の緊急指定、8月における有害興行4作品、有害図書等10冊の諮問・指定についての報告がなされ、了承された。また、6月におけるビデオ等の包括指定1,448作品（4月分）、7月におけるビデオ

等の包括指定 1, 4 6 4 作品 (5 月分)、8 月におけるビデオ等の包括指定 1, 5 4 8 作品 (6 月分) についての報告がなされ、了承された。

(2) 有害図書等の緊急指定に係る報告 (福井県青少年愛護条例第 4 8 条第 2 項)

ア 有害興行の指定に係る報告

事務局から、9 月に有害興行として緊急指定した映画 6 作品について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

イ 有害図書等の指定に係る報告

事務局から、9 月に有害図書等として緊急指定した 1 0 冊について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

(3) ビデオ等の包括指定に係る報告

事務局から、8 月に有害図書等として包括指定したビデオ等 1, 4 1 7 作品 (7 月分) および 1 0 月に有害図書等として包括指定したビデオ等 1, 0 6 7 作品 (8 月分) と 9 4 7 作品 (9 月分) について、指定経緯および指定理由についての報告がなされ、了承された。

(4) 図書等の推奨、指定にかかる諮問 (福井県青少年愛護条例第 4 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号)

ア 優良図書の推奨に係る諮問

知事から優良図書等の推奨に関して諮問を受けた図書 1 0 冊について、各委員に回覧するとともに事前審査を行った委員による事前審査の補足説明を行ったところ、9 冊を推奨、1 冊 (ガスこうじょうききいっぱつ) を非推奨とすることが適当との意見を得た。

イ 有害興行の指定に係る諮問

知事から有害興行の指定に関して諮問を受けた映画 6 作品について、事務局から指定理由等を説明し、審議したところ、いずれも有害興行として指定することが適当との意見を得た。

ウ 有害図書等の指定に係る諮問

知事から有害図書等の指定に関して諮問を受けた図書 1 0 冊について、事務局から指定理由等を説明し、図書を各委員に回覧したところ、いずれも有害図書等として指定することが適当との意見を得た。

(5) インターネット上の有害情報から青少年を守るための青少年施策の方向性

インターネット上の有害情報から青少年を守るための青少年施策の方向性について、事務局から説明された。委員から、インターネット上の有害情報から子どもたちが自らの力で守れるようにすることが必要で、規制が強すぎるのはよくない、インターネット上の誹謗・中傷は犯罪になり得る重大なことであることを子どもたちに教えないといけない等の意見がだされた。

5 その他

(1) 優良図書ポスターのデザインについて、事務局から、7月および8月審議会で出された意見を踏まえ作成したデザイン（案）が示された。委員からは、QRコードのリンク先であるホームページの内容をもっと工夫することや県が推奨する優良図書であることが分かるよう、はぴりゅうのロゴマークを入れるとよい等の提案がなされた。

(2) 子ども・若者育成支援強調月間（11月）について、事務局から説明された。